



第 13 回 消費税増税の事前対策 (そのインパクトと適正な対応)

会計と経営のブラッシュアップ
平成 25 年 6 月 24 日
山内公認会計士事務所

本レジュメは、企業会計基準及び次の各書を参考にさせていただいて作成した。(消費税増税と企業防衛策 河合正尚著 日本マネジメント・リサーチ刊)
(消費税増税「乱」は終らない 植草、斎藤著 H24.10 同時代社刊) (税理 H25.6 ぎょうせい刊)

I 消費税の増税

1. 今回の増税に対する心構え

今回の増税額は、2年間で13.5兆円である。それは国民経済に13.5兆円のインパクト（嵐）を与えるということである。このことを理解し、企業経営の為に万全の対策をする必要がある。特に経過措置の内容を一日も早く、理解しなければならない。

その上、今回の税率の引上げは、二段階となっており、事業者にとっても初めての経験となる。

	国 税	地方税	合 計	(増税額)
現 行	4.0%	1.0	5.0	兆円
平成 26 年 4 月 1 日	6.3	1.7	8.0	(8.1)
平成 27 年 10 月 1 日	7.8	2.2	10.0	(5.4)

消費税率	5%	8%	10%
	指定日前	増税日①	増税日②
	H25.9.30	H26.4.1	H27.10.1

今回の税制抜本改革法による改正は、次の通りである。

- ① 税率の引上げ（上記No.1）
- ② 経過措置（次頁No.2）
- ③ 特定新規設立法人の納税義務の免除の特例（ ）
- ④ 任意の中間申告制度（ ）

本レジュメはブラッシュアップ日迄にホームページに up してあります

<http://yamauchi-cpa.net/index.html>



山内公認会計士事務所
yamauchi@cosmos.ne.jp

2. 課税の時期

今般の税率引上げは、2段階で行われるので、経理担当者、営業、企画担当者においても正しい理解が必要である。

(1) 原則 — 目的物の引渡の時

資産の譲渡等の時期 区 分	資産の譲渡等の時期
①棚卸資産の譲渡 (9-1-1)	その引渡のあった日
②固定資産の譲渡 (9-1-13)	〃
③請負 (9-1-5)	
物の引渡を要するもの	目的物の全部が完成して引渡した日
〃 要しないもの	役務の全部の提供の完了した日
④人的役務の提供 (9-1-5)	人的役務の 〃
⑤資産の貸付契約等 (9-1-20)	
支払日が定められているもの	支払を受けるべき日
〃 定められていない	支払を受けた日

(2) 経過措置—指定日 (H25. 10. 1) 前の契約成立

(1) 請負工事等	-----	20 頁～
(2) 旅客運賃等	-----	20 頁～
(3) 電気料金等	-----	20 頁～
(4) 資産の貸付け	-----	20 頁～
(5) 指定役務の提供	-----	20 頁～
(6) 予約販売に係る書籍等	-----	20 頁～
(7) 特定新聞等	-----	20 頁～
(8) 通信販売	-----	20 頁～
(9) 有料老人ホーム	-----	20 頁～
(10) リース取引	-----	20 頁～
(11) 長期割賦販売等	-----	20 頁～

3. 経過措置の取引（増税日をまたぐ取引）

指定日（H25.10.1）、施行日（増税日 H26.4.1）に関する経過措置

増税日をまたぐ「値引」や「貸倒」などについては、特に注意が必要となる。

4. 納税資金の準備

- (1) 消費税分は別口座とする

$$(売上 1,000 - 仕入 500) \times 8\% = 40$$

(従来は 25)

即ち、40 を運転資金化（同一口座）とすることは、従来の 25 と比較して 15 増となり、資金負担が大になる。

- (2) 中間申告の活用

小規模業者（納付税額年 60 万円以下の事業者）
年 1 回→年 2 回の中間申告の利用

- (3) キャッシュ・フロー計算書の作成

- (4) 売掛金回収の早期化、確実化

6. 駆け込み需要の取り込み

調査によれば、駆け込み需要は、GDP 比の 1% 5 兆円程度とも言われている。
(住宅関係 2 兆円、車両 1.5 兆円、家計支出 1.5 兆円)

(1) 平成 25 年 9 月迄の契約

(2) 平成 26 年 3 月迄の納期 (値増しなど)

(3) 平成 26 年 1 月～3 月の売上

(4) 駆け込み需要後の対策

しかし、駆け込み需要の反動もまた大きいことが予想される。

7. システムの確認と準備等

8. 価格転嫁について

(1) 一般的に消費税というのは、納税者は事業者で、負担者は消費者である。消費税がすべて価格に乗せられて、その価格で販売されれば負担者は消費者になり、事業者の負担は生じない筈である。しかし、小売業者等が価格に増税分を転嫁できない場合、事業者が代わりに負担することになる。即ち事業者税ということになる。

(2) 価格支配力のない中小零細企業や独立自営業では価格に転嫁するのは難しい。
 周囲の同業者の競争上、元請など取引の力関係で、増税分の値上げを実現するのは困難である。
 そうすると、取引先や社内の人件費に影響が出る恐れがある。

(3) 消費税の本質(消費税等は物価である)

(1990年3月26日判決理由等の要約 消費税のカラクリ 斎藤貴男著 2010.7 講談社刊)

— 納税義務者とは誰か？

税制改革法第11条第1項は、「事業者は、消費に広く薄く負担を求めるといふ消費税の性格にかんがみ、消費税を円滑かつ適正に転嫁するものとする」と抽象的に規定しているに過ぎず、消費者が納税義務者であることはおろか、事業者が消費者から徴収すべき具体的な税額等についても全く定められていないから、消費税法等が事業者に徴収義務を、消費者に納税義務を課した者とは言えない。

— つまり、事業者は消費者に対する販売価格に消費税分を上乗せしてもよいし、しなくても構わない。消費者の側もまた、購入価格に消費税分を支払ってもよいが、支払わなければならないとは定めていないというのである。

— しかしながら、消費者が消費税相当分として事業者を支払う金銭はあくまで商品等の提供の対価としての性質を有するものであって、法律上の納税義務者である事業者が、恣意的に国から消費税を徴収されるわけでもない。したがって、消費税法は租税法律主義を定めた憲法第84条の文言に違反するものでもない。

9. 消費税と付加価値税

(1) 消費税の性格

ヨーロッパの付加価値税は、あらゆる商品やサービスのすべての流通段階にかかる税である。即ち、それぞれの流通段階で業者が獲得した付加価値に課税されている。当然、預り金的な性格は一切ない。

消費税は一般的には、原則的に小売段階（消費者の物品、サービスの購入時点）で課税されているとしている。

しかし、担税者はそれほど明確でなく（消費税法上の担税者の定めはない。従って消費者が税の負担とは言えない）、事業者に対する納税義務者の定めだけが明確にされている。

そうであれば、原材料供給者から小売業者までの取引段階で、各事業者が納税義務者となった税額は、消費者の負担した消費税と計算上は一致するが、すべて正確に転嫁された、消費者の負担を正確に割当てられたとは言い難い。むしろ、付加価値税のようにそれぞれの取引段階で事業者が負担したとも言える可能性もある。

(2) 益税という表現の問題

ここに益税の問題の不明確さが生じている。

ある制度をもって益税とよぶならば、その事業者が消費税制度を通じて利益を得ていることである。

税負担の軽減（事業者免税、簡易課税制度）は、租税特別措置法と似ており、益税とは断定できない。

(3) 輸出免税に問題はあるか

(4) 非課税と増税

10. 消費税改正の趣旨

(1) **一体改革法の公布**（平成 24 年 8 月 22 日 社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律）と施行（平成 26 年 4 月 1 日）が決定された。

(2) 趣旨と目的

- ① 消費税の使途の明確化及び税率の引上げ（世代間及び世代内の公平性が確保された社会保障制度への改革）
- ② 不断に行政改革を推進する
- ③ 経済状況を好転させる
- ④ 社会保障の安全財源の確保と財政の健全化を同時に達成する

11. 特定新規設立法人の納税義務の免除の特例（消法 12 の 3）

平成 22 年度、及び 23 年度の改正と合わせて、本件の不適用制度を十分に理解する必要がある。

平成 22 年度改正 — 自販機を利用した消費税の還付スキームに対する適正措置

平成 23 年度改正 — 新設法人の免税期間を利用した節税スキームの防止

今回の改正 —

12. 選択による中間納付（消法 42⑨～⑪）

Ⅱ 経過措置(業種別)のまとめ

原則 — 目的物の引渡の時

資産の譲渡等の時期 区 分	資産の譲渡等の時期
①棚卸資産の譲渡 (9-1-1)	その引渡のあった日
②固定資産の譲渡 (9-1-13)	〃
③請負 (9-1-5)	
物の引渡を要するもの	目的物の全部が完成して引渡した日
〃 要しないもの	役務の全部の提供の完了した日
④人的役務の提供 (9-1-5)	人的役務の 〃
⑤資産の貸付契約等 (9-1-20)	
支払日が定められているもの	支払を受けるべき日
〃 定められていない	支払を受けた日

経過措置一覧

(1) 請負工事等	-----	(21 頁)
(2) 旅客運賃等	-----	(22 頁)
(3) 電気料金等	-----	(23 頁)
(4) 資産の貸付け	-----	(24 頁)
(5) 指定役務の提供	-----	(25 頁)
(6) 予約販売に係る書籍等	-----	(26 頁)
(7) 特定新聞等	-----	(27 頁)
(8) 通信販売	-----	(28 頁)
(9) 有料老人ホーム	-----	(29 頁)
(10) リース取引	-----	(30 頁)
(11) 長期割賦販売等	-----	(31 頁)

2. 課税の時期

(21-1 工事請負等)

今般の税率引上げは、2段階で行われるので、経理担当者、営業、企画担当者においても正しい理解が必要である。

(1) 原則 — 目的物の引渡の時

資産の譲渡等の時期 区 分	資産の譲渡等の時期
①棚卸資産の譲渡 (9-1-1)	その引渡のあった日
②固定資産の譲渡 (9-1-13)	〃
③請負 (9-1-5)	
物の引渡を要するもの	目的物の全部が完成して引渡した日
〃 要しないもの	役務の全部の提供の完了した日
④人的役務の提供 (9-1-5)	人的役務の 〃
⑤資産の貸付契約等 (9-1-20)	
支払日が定められているもの	支払を受けるべき日
〃 定められていない	支払を受けた日

(2) 経過措置—指定日 (H25. 10. 1) 前の契約成立

(工事の請負契約等) — 経過措置H8. 10. 1～H25. 9. 30 間の契約

製造の請負契約及び市場調査、設計、ソフト開発などこれらに類する一定の契約を含む、

- ① 指定日 (H25. 10. 1) 前に契約が成立し、
- ② その対価の額も定められて、相手方の注文が付され、目的物の一括引渡が行われるものについては、
- ③ 増税日 (H26. 4. 1) 以後の引渡も旧税率 (5%) を適用する経過措置が設けられている。但し、増額分については新税率 (8%) となる。
- ④ 指定日の前日までに工事の請負契約したものであれば、増税日前に着手するか、対価の収受の有無にかかわらず、経過措置が適用される。
- ⑤ 尚、この経過措置の適用を受けた場合は、その相手方に対してこの適用を受けた旨を書面で通知する。(請求書類の追記で OK)

(21-2 工事請負等)

- ⑥ 仕事の内容につき、契約上相手方の注文が付されているもの(内装、外装、設備、模様がえ等)が該当する。従って、見込生産等にあたるものは、これらに該当しない。
- ⑦ 契約書等により、時期、内容を明らかにする必要がある。
下請工事については、契約等上記の内容を満たすか否か検討が必要である
- ⑧ 議会の承認を停止条件とする仮契約についても、経過措置の適用対象となる。
- ⑨ 機械設備等の販売契約における一条項として、据付工事に関する定めがある場合には、その内容が機械設備等の製造を請け負うものであり、その据付工事である場合には、経過措置の対象となる。
- ⑩ 目的物の引渡しを要しない請負等の契約であっても、例えば、「運送、設計、測量などでその約した仕事の目的物、すなわち役務の全部の完了が一括して行われることとされているもの(部分引渡しを含む)」、要件を満たすことになる。従って、月極めの警備保障やメンテナンスのようなものは対象にならない。
- ⑪ 「仕事の内容につき相手方の注文がふされている契約」とは、次のようなものである。
 - (1)仕様等についての相手方の指示
 - (2)原材料支給の契約
 - (3)名入れ、仕立てなどの加工の請負等
- ⑫ マンション等の青田売り(モデルルームによる注文販売も該当する)。
- ⑬ 既に建設されている住宅等であっても、顧客の注文を受け、内外装等の模様替え等をした上で譲渡する契約は該当する。
- ⑭ 課税仕入れについても、経過措置の適用を受ける場合には上記のようにする必要がある。

(3) 経過措置—指定日から増税日の前日までの契約 (21-3 工事請負等)

①工事進行基準による方法の場合

指定日から増税日の前日までに契約した長期大規模工事等について、工事進行基準により売上を計上する場合には、5%対応分と8%対応分の区分計算が必要である。

②適用範囲

契約締結の時期	工事進行基準による場合の税率
◦ H25. 9. 30 までの契約	全て 5%
◦ H25. 10. 1～26. 3. 31 //	H26. 3. 31 までの期間に対応部分 …5%※
	H26. 4. 1 以降 //
	…8%
◦ H26. 4. 1～H27. 3. 31 //	全て 8%
◦ H27. 4. 1～H27. 9. 30 //	H27. 9. 30 までの期間に対応部分 …8%
	H27. 10. 1 以降 //
	…10%
◦ H27. 10. 1 以降 //	全て 10%

③金額の計算 (※5%適用分)

$$\text{契約対価} \times \frac{\text{着手日} \sim \text{H26. 3. 31 までの間の} \\ \text{支出した材、労、経の額}}{\text{H26. 3. 31 の現況による見積工事原価}}$$

(4) 通知の義務等

(21-4 工事請負等)

- ① 経過措置は注文者にも適用がある。事業者の選択ではない。
経過措置が適用される場合には、課税売上側（受注者）も課税仕入側（注文者）どちらも旧税率を適用することになる。
通知によって両者で明確にしておく必要がある。

② 書面による通知の義務

通知は、請求書や領収書等に記載することで足りる。

請求書、納品書等の記載事項

- 書類の作成者の名称等
- 譲渡を行った年月日又は期間
- 〃 資産又は役務の内容
- 〃 対価の額
- 書類の交付を受ける者の名称等
- 経過措置の該当条項
- 〃 適用対象譲渡等の額

2. 課税の時期

(22-1 旅客運賃等)

今般の税率引上げは、2段階で行われるので、経理担当者、営業、企画担当者においても正しい理解が必要である。

(1) 原則 — 目的物の引渡の時

資産の譲渡等の時期 区 分	資産の譲渡等の時期
①棚卸資産の譲渡 (9-1-1)	その引渡のあった日
②固定資産の譲渡 (9-1-13)	〃
③請負 (9-1-5)	
物の引渡を要するもの	目的物の全部が完成して引渡した日
〃 要しないもの	役務の全部の提供の完了した日
④人的役務の提供 (9-1-5)	人的役務の 〃
⑤資産の貸付契約等 (9-1-20)	
支払日が定められているもの	支払を受けるべき日
〃 定められていない	支払を受けた日

(2) 経過措置—施行日 (H26. 4. 1) の前日までに領収しているもの

(旅客運賃等) —経過措置 H26.3.31 以前に料金を受領

平成 26 年 4 月 1 日以後に行う旅客運送の対価や映画・演劇を催す場所、競馬場、競輪場、美術館、遊園地等への入場料金等のうち、平成 26 年 4 月 1 日前に領収しているものについては改正前の税率による。

① 旅客運賃

旅客運賃等は、原則として役務提供が完了した時点をもって資産の譲渡等が行われたものとされており（消基通 9-1-2）、役務提供の完了時点平成 26 年 4 月 1 日以後であれば、改正後の税率が適用されることとなっている。しかし、旅客運賃等は役務提供開始前に対価を領収する場合も多いため、経過措置が設けられている。

② 映画や演劇、コンサート等の入場料や美術館・遊園地・博物館等の入場料

不特定かつ多数の者を対象とする入場料金は平成 26 年 3 月 31 日以前に料金を受領している場合、入場日が平成 26 年 4 月 1 日以後であっても改正前の税率が適用される。

(22-2 旅客運賃等)

③ 競馬場、競輪場等への入場料金

これらの場所への入場料金は、平成 26 年 3 月 31 日以前に料金を受領している場合、入場日が平成 26 年 4 月 1 日以後であっても改正前の税率が適用される。

施行日前に「領収している場合」の意義

改正法附則第 5 条第 1 項「旅客運賃等の税率等に関する経過措置」の規定は、施行日以後に行われる改正令附則第 4 条第 1 項各号「旅客運賃等の範囲等」に掲げる旅客運賃又は入場料金を対価とする役務の提供（いわゆる定期乗車券又は回数券等により、施行日の前後を通じて乗車、入場又は利用させる場合を含む。）について、当該旅客運賃又は入場料金を施行日前に領収している場合に適用されるが、具体的にはおおむね次のような場合がこれに該当する。

- ① 乗車、入場又は利用（以下この項において「乗車等」という。）をすることができる日が施行日以後の特定の日指定されている乗車券、入場券又は利用券等（以下この項において「乗車券等」という。）を施行日前に販売した場合
- ② 乗車等の日が施行日以後の一定の期間又は施行日前から施行日以後にわたる一定の期間の任意の日とされている乗車券等を施行日前に販売した場合
- ③ 施行日の前後を通じて又は施行日以後の一定期間継続して乗車等することができる乗車券等（いわゆる定期乗車券等）を施行日前に販売した場合
- ④ スポーツ等を催す競技場等における年間予約席等について、施行日以後の一定期間継続して独占的に利用させるため、あらかじめ当該一定期間分の入場料金を一括して領収することを内容とする契約を施行日前に締結している場合

2. 課税の時期

(23-1 電気料金等)

今般の税率引上げは、2段階で行われるので、経理担当者、営業、企画担当者においても正しい理解が必要である。

(1) 原則 — 目的物の引渡の時

資産の譲渡等の時期 区 分	資産の譲渡等の時期
①棚卸資産の譲渡 (9-1-1)	その引渡のあった日
②固定資産の譲渡 (9-1-13)	〃
③請負 (9-1-5)	
物の引渡を要するもの	目的物の全部が完成して引渡した日
〃 要しないもの	役務の全部の提供の完了した日
④人的役務の提供 (9-1-5)	人的役務の 〃
⑤資産の貸付契約等 (9-1-20)	
支払日が定められているもの	支払を受けるべき日
〃 定められていない	支払を受けた日

(2) 経過措置—施行日(H26.4.1)から施行日の属する月の月末まで

(電気料金等) — 経過措置 H26 年 4 月 1 日から H26 年 4 月 30 日までの間に料金の支払いを受ける権利が確定するもの

継続供給契約に基づき、平成 26 年 4 月 1 日前から継続して供給している電気、ガス、水道、電話に係る料金等で、平成 26 年 4 月 1 日から平成 26 年 4 月 30 日までの間に料金の支払いを受ける権利が確定するものについては改正前の税率による。

「継続的に供給等することを約する契約」の意義
 改正法附則第 5 条第 2 項「電気料金等の税率等に関する経過措置」に規定する「継続的に供給し、又は提供することを約する契約」とは、改正令附則第 4 条第 2 項各号「電気料金等の範囲」に掲げる課税資産の譲渡等を不特定多数の者に対して継続して行うために定められた供給規定、提供約款等に基づく条件により、長期間にわたって継続して供給し、又は提供することを約する契約をいい、プロパンガスの供給契約でボンベに取り付けられた内容量メーターにより使用量を把握し料金が確定される内容のものもこれに含まれる。

(23-2 電気料金等)

「支払を受ける権利の確定」の意義

改正法附則第5条第2項「電気料金等の税率等に関する経過措置」に規定する「料金の支払を受ける権利が確定するもの」とは、電気・ガス等の使用量を計量するために設けられた電力量計その他の計量器を定期的に検針その他これに類する行為により確認する方法等により、一定期間における使用量を把握し、これに基づき料金が確定するものをいう。

「電気通信役務」の範囲

改正法附則第5条第2項「電気料金等の税率等に関する経過措置」の規定の適用を受ける電気通信役務は、事業者が継続して提供することを約する契約に基づき、施行日前から継続して提供し、かつ、施行日から平成26年4月30日までの間に、検針その他これに類する行為に基づきその役務の提供に係る料金の支払を受ける権利が確定するものであるから、同項に規定する電気通信役務であっても、その役務の提供に係る料金が一定期間の使用量に応じて変動しないものは、同項の規定の適用を受けることができないことに留意する。

3. 経過措置

(23-3 電気料金等)

- (1) H26年4月中に検針等を行って料金が確定する場合(電気料金、ガス料金等)

経過措置の適用条件

料金の確定日・・・施行日から施行日の属する月の月末まで
H26年4月中に検針等を行って料金が確定したものは改正前の税率が適用するとしている。

- (2) H26年4月中の料金の確定が無く、H26年5月以後に料金が確定する場合(水道料金等)

経過措置の適用条件

料金の確定日・・・施行日の属する月の月末以後

平成26年4月30日以後に初めて料金の支払を受ける権利が確定するもの
にあつては、当該確定した料金のうち、次の算式により算出した部分に
ついて旧税率が適用される。

$$\text{経過措置の対象となる部分} = \text{施行日以後初めて支払を受ける権利が確定する料金} \times \frac{\text{前回確定日から平成26年4月30日までの期間の月数(※)}}{\text{前回確定日から施行日以後初めて料金の支払を受ける権利が確定する日までの期間の月数(※)}}$$

(※)月数は暦に従って計算し、1月に満たない端数を生じたときは1月とする。

2. 課税の時期

(24-1 資産の貸付け)

(1) 原則 — 支払を受けるべき日

資産の賃貸借契約に基づいて支払を受ける使用料等の額（前受けに係る額を除く。）を対価とする資産の譲渡等及び課税仕入の時期は、その契約又は慣習によりその支払いを受けるべき日とされる。

(2) 経過措置—指定日（H25. 10. 1）前の契約締結

（資産の貸付け） — 経過措置 H8. 10. 1～H5. 9. 30 間の契約

- ① 指定日の前日（H25. 9. 30）までに締結した資産の貸付けに係る契約で、
- ② 施行日前（H26. 3. 31）から施行日以後引き続きその契約に係るその資産の貸付けを行っている場合には、
- ③ 施行日（増税日 H26. 4. 1）以後の当該資産の貸付けについては、旧税率（5%）を適用する経過措置が設けられている。但し、指定日以後に対価の額の変更があった場合には、新税率（8%）となる。
- ④ 注意 — この経過措置は、貸付資産の引渡しが行われていたことが条件であり、賃貸開始が増税日以後になる場合には適用はない。

(3) 適用要件

- ① 貸付期間及び貸付期間中の対価の額が契約で定められていること

(イ) 一定期間賃貸料の改訂が行えない場合

指定日の前日までの間に締結された建物の賃貸借契約において、例えば2年間は賃貸料の改訂を行うことができないこととされている場合には、施行日以後に受領する賃貸料のうち賃貸料の改訂を行うことのできないこととされる契約日から2年間については、経過措置の適用がある。（何年でもOK）

(24-2 資産の貸付け)

(ロ) 一定期間ごとに改訂する家賃があらかじめ決まっている場合

指定日の前日までの間に契約し、貸付期間 10 年で貸し付けられている建物について、

例えば最初の 2 年間は 100 万円、次の 2 年間は 150 万円というように 10 年間の家賃を定め、貸付期間中の家賃が変動している場合であっても、**あらかじめ家賃の額が決まっており**、これらの賃料について変更を求めることができる旨の規定がない場合には、通常の賃貸借の要件を満たすこととなる。

(ハ) 自動継続条項のある賃貸借契約の取扱い

指定日前に締結した賃貸借契約において、契約期間（例えば 2 年間）が定められているとともに、**自動継続条項がある場合には**、その契約期間（2 年間）についてだけ経過措置の適用がある。

② 事情の変更その他の理由により、対価の額の変更を求めることができる旨の定めがないこと

建物の賃貸借については、借地借家法が適用され、「借賃増減請求権」の規定により、事情変更があった場合には賃料の増減請求ができるのであるが、建物の賃貸借に係る契約において、賃貸する者がその貸付けに係る対価につき増額することができる旨の定めがないときは、その契約は「**対価の額を変更することができる旨の定めがないこと**」に該当する。

③ 契約期間中に当事者の一方又は双方がいつでも解約の申入れをすることができる旨の定めがないこと

家屋の賃貸を受ける場合には、貸付期間及び期間中の賃貸料をあらかじめ定め、かつ、賃貸料の変更ができないこととなっても転勤等やむを得ない事情が生じた場合には、いつでも解約ができることとなっている契約が多いと思われる。

しかし、このような契約の内容となっても、**通常の賃貸借の要件を満たすものは経過措置の適用がある。**

(24-3 資産の貸付け)

(4) 通知の義務等

① 経過措置は注文者にも適用がある。事業者の選択ではない。

② 書面による通知の義務

通知は、請求書や領収書等に記載することで足りる。

請求書、納品書等の記載事項

- 書類の作成者の名称等
- 貸付けを行った年月日又は期間
- 〃 資産又は役務の内容
- 〃 対価の額
- 書類の交付を受ける者の名称等
- 経過措置の該当条項
- 〃 適用対象貸付け等の額

2. 課税の時期

(25-1 指定役務の提供)

今般の税率引上げは、2段階で行われるので、経理担当者、営業、企画担当者においても正しい理解が必要である。

指定役務 — 役務の提供に係る契約で当該契約の性質上役務の提供の時期をあらかじめ定めることができないもので、当該役務の提供に先立って対価の全部又は一部が分割で支払われる契約をいう。(冠婚葬祭のための施設の提供等)

(1) 原則 — 役務の提供が行われた日

資産の譲渡等の時期 区 分	資産の譲渡等の時期
①棚卸資産の譲渡 (9-1-1)	その引渡のあった日
②固定資産の譲渡 (9-1-13)	〃
③請負 (9-1-5)	
物の引渡を要するもの	目的物の全部が完成して引渡した日
〃 要しないもの	役務の全部の提供の完了した日
④人的役務の提供 (9-1-5)	人的役務の 〃
⑤資産の貸付契約等 (9-1-20)	
支払日が定められているもの	支払を受けるべき日
〃 定められていない	支払を受けた日

(2) 経過措置—指定日 (H25. 10. 1) 前の契約締結

(指定役務の提供) — 経過措置 H8. 10. 1～H25. 9. 30 間の契約

- ① 指定日の前日 (H25. 9. 30) までに締結された契約で、
- ② 冠婚葬祭のための施設の提供等 (指定役務の提供) については、
- ③ 増税日 (H26. 4. 1) 以後にその役務の提供が行われるものであっても、旧税率を適用する経過措置が設けられている。

2. 課税の時期

(26-1 予約販売)

今般の税率引上げは、2段階で行われるので、経理担当者、営業、企画担当者においても正しい理解が必要である。

(1) 原則 — 目的物の引渡の時

資産の譲渡等の時期 区 分	資産の譲渡等の時期
①棚卸資産の譲渡 (9-1-1)	その引渡のあった日
②固定資産の譲渡 (9-1-13)	〃
③請負 (9-1-5)	
物の引渡を要するもの	目的物の全部が完成して引渡した日
〃 要しないもの	役務の全部の提供の完了した日
④人的役務の提供 (9-1-5)	人的役務の 〃
⑤資産の貸付契約等 (9-1-20)	
支払日が定められているもの	支払を受けるべき日
〃 定められていない	支払を受けた日

(2) 経過措置—指定日 (H25. 10. 1) 前の契約

(予約販売) — 経過措置 H25. 10. 1 前の契約

不特定かつ多数の者に対する定期継続供給契約に基づき譲渡される書籍その他の物品（書籍の定期購入等）は

- ① 指定日 (H25. 10. 1) 前に契約が成立し、
- ② 対価を増税日 (H26. 4. 1) 前に受領した場合、
- ③ 増税日 (H26. 4. 1) 以後の引渡も旧税率 (5%) を適用する経過措置が設けられている。

2. 課税の時期

(27-1 特定新聞等)

今般の税率引上げは、2段階で行われるので、経理担当者、営業、企画担当者においても正しい理解が必要である。

(1) 原則 — 目的物の引渡の時

資産の譲渡等の時期 区 分	資産の譲渡等の時期
①棚卸資産の譲渡 (9-1-1)	その引渡のあった日
②固定資産の譲渡 (9-1-13)	〃
③請負 (9-1-5)	
物の引渡を要するもの	目的物の全部が完成して引渡した日
〃 要しないもの	役務の全部の提供の完了した日
④人的役務の提供 (9-1-5)	人的役務の 〃
⑤資産の貸付契約等 (9-1-20)	
支払日が定められているもの	支払を受けるべき日
〃 定められていない	支払を受けた日

(2) 経過措置—施行日 (H26. 4. 1) の前日までに発売日が指定されたのもの

(特定新聞等) — 経過措置 H26.3.31 以前に発売日が指定

不特定多数の者に週、月その他の一定の期間を周期として定期的に発行される新聞又は雑誌で、発行者が指定する発売日が平成 26 年 4 月 1 日前であるもののうち、その譲渡が平成 26 年 4 月 1 日以後に行われるものについては改正前の税率による。

2. 課税の時期

(28-1 通信販売)

今般の税率引上げは、2段階で行われるので、経理担当者、営業、企画担当者においても正しい理解が必要である。

(1) 原則 — 目的物の引渡の時

資産の譲渡等の時期 区 分	資産の譲渡等の時期
①棚卸資産の譲渡 (9-1-1)	その引渡のあった日
②固定資産の譲渡 (9-1-13)	〃
③請負 (9-1-5)	
物の引渡を要するもの	目的物の全部が完成して引渡した日
〃 要しないもの	役務の全部の提供の完了した日
④人的役務の提供 (9-1-5)	人的役務の 〃
⑤資産の貸付契約等 (9-1-20)	
支払日が定められているもの	支払を受けるべき日
〃 定められていない	支払を受けた日

(2) 経過措置—指定日 (H25. 10. 1) 前の契約

(通信販売) — 経過措置 H25. 10. 1 前の契約

通信販売の方法により商品を販売する事業者が

- ① 指定日 (H25. 10. 1) 前に販売価格等の条件を提示し、又は提示する準備を完了した場合
- ② 増税日 (H26. 4. 1) 前に申し込みを受け、
- ③ 提示した条件に従って行われる増税日 (H26. 4. 1) 以後の引渡も旧税率(5%)を適用する経過措置が設けられている。
- ④ なお、通信販売の商品は物品の販売に限られない為、通信教育等の役務の提供も含まれる。
- ⑤ また、郵便、電話、インターネット通信を利用した申し込みや預貯金の口座に対する払込による申し込みは経過措置の対象となるが、訪問面談による売買契約の申し込みとならない点に留意が必要である。

2. 課税の時期

(29-1 有料老人ホーム)

今般の税率引上げは、2段階で行われるので、経理担当者、営業、企画担当者においても正しい理解が必要である。

(1) 原則 — 目的物の引渡の時

資産の譲渡等の時期 区 分	資産の譲渡等の時期
①棚卸資産の譲渡 (9-1-1)	その引渡のあった日
②固定資産の譲渡 (9-1-13)	〃
③請負 (9-1-5)	
物の引渡を要するもの	目的物の全部が完成して引渡した日
〃 要しないもの	役務の全部の提供の完了した日
④人的役務の提供 (9-1-5)	人的役務の 〃
⑤資産の貸付契約等 (9-1-20)	
支払日が定められているもの	支払を受けるべき日
〃 定められていない	支払を受けた日

(2) 経過措置—指定日 (H25. 10. 1) 前の契約成立

(終身入居契約) — 経過措置 H8. 10. 1～H25. 9. 30 間の契約

- ① 指定日 (H25. 10. 1) 前に終身入居契約が成立し、
- ② その契約に基づき、増税日 (H26. 4. 1) 前から介護サービスを提供している場合、
- ③ 増税日 (H26. 4. 1) 以後に行われる介護サービスについても旧税率 (5%) を適用する経過措置が設けられている。
- ④ 終身入居契約とは、当該有料老人ホームに入居する際に一時金を支払うことにより当該有料老人ホームに終身居住する権利を取得するもの。
- ⑤ 入居期間中の介護料金を入居一時金として受け取り、かつ、金額の変更ができる旨の定めがない終身入居契約に限り、増税日前から引き続き介護サービスを提供している場合には旧税率が適用される。
- ⑥ 指定日以降に当該一時金の額が変更された場合、変更後は経過措置は適用されない。

(29-2 有料老人ホーム)

(3) 経過措置—指定日から増税日の前日までの契約

指定日以降の契約については、原則通り H26. 4. 1 以降の役務提供には 8% の税率が適用される。

(4) 通知の義務等

(有料老人ホーム)

① 経過措置は注文者にも適用がある。事業者の選択ではない。

② 書面による通知の義務

通知は、請求書や領収書等に記載することで足りる。

請求書、納品書等の記載事項

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none"> ◦ 書類の作成者の名称等 ◦ 譲渡を行った年月日又は期間 ◦ // 資産又は役務の内容 ◦ // 対価の額 ◦ 書類の交付を受ける者の名称等 ◦ 経過措置の該当条項 ◦ // 適用対象譲渡等の額 |
|---|

2. 課税の時期

(30-1 リース取引)

今般の税率引上げは、2段階で行われるので、経理担当者、営業、企画担当者においても正しい理解が必要である。

(1) 原則 — 目的物の引渡の時

資産の譲渡等の時期 区 分	資産の譲渡等の時期
①棚卸資産の譲渡 (9-1-1)	その引渡のあった日
②固定資産の譲渡 (9-1-13)	〃
③請負 (9-1-5)	
物の引渡を要するもの	目的物の全部が完成して引渡した日
〃 要しないもの	役務の全部の提供の完了した日
④人的役務の提供 (9-1-5)	人的役務の 〃
⑤資産の貸付契約等 (9-1-20)	
支払日が定められているもの	支払を受けるべき日
〃 定められていない	支払を受けた日

(2) 経過措置①—売買として取り扱われるリース取引

増税日 (H26. 4. 1) 前のリース資産の譲渡

- ① 増税日 (H26. 4. 1) 前にリース資産の譲渡を行い、
- ② リース延払基準又は通常の延払基準により経理処理をした場合、
- ③ 増税日以後に支払期日が到来するものは旧税率 (5%) が適用される。

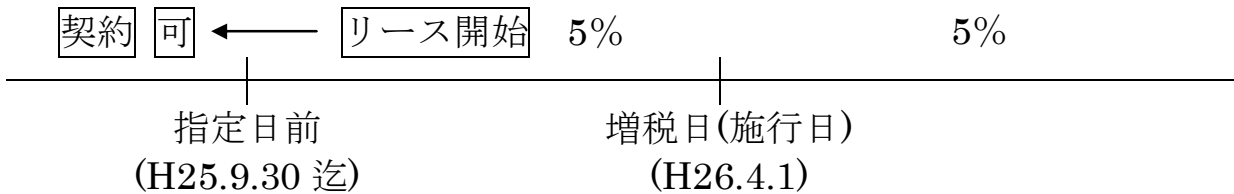
(3) 経過措置②—資産の貸付けとして取り扱われるリース取引(再リースを含む)

指定日 (H25. 10. 1) 前の契約

- ① 指定日 (H25. 10. 1) 前に契約が成立し、
- ② 増税日 (H26. 4. 1) 前から引き続き資産の貸付けを行っている場合、
- ③ 増税日以後に行う当該貸付けは旧税率 (5%) が適用される。
- ④ 経過措置の適用を受ける場合は、その相手方に対してこの適用を受けた旨を書面で通知する。(請求書類の追記で OK)

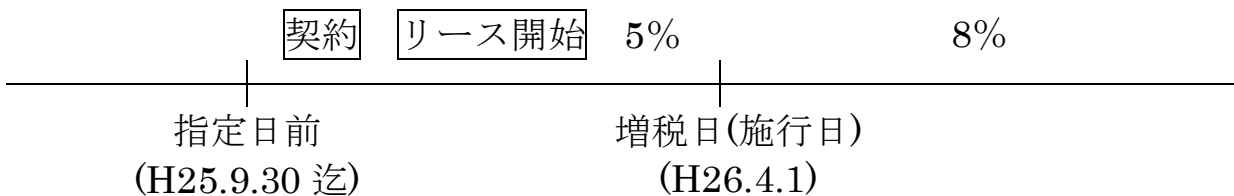
(4) リース契約

① 5%課税



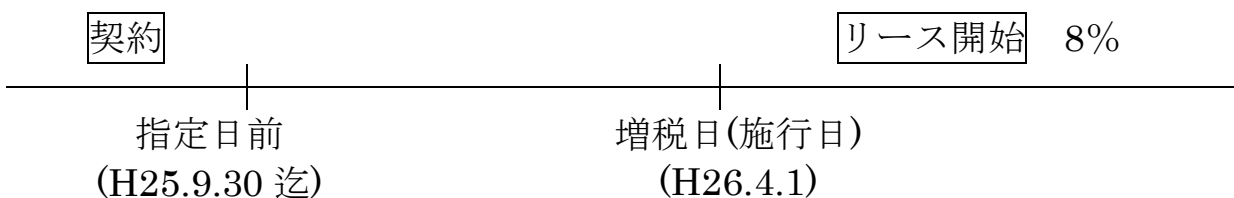
指定日前(H25.9.30迄)に契約を締結し、増税日(施行日 H26.4.1)にまたがって、貸付けを行っているものについては、経過措置が適用される。

② 一部 8%課税



指定日(H25.10.1)以後の契約であるため、増税日(施行日 H26.4.1)前は5%、増税日後は8%となる。

③ 8%課税



増税日(施行日 H26.4.1)前から引き続き貸付けを行っていないことから、8%課税となる。

(5) リース取引の形態と適用要件

(1) 通常の賃貸(オペレーティング・リース及び再リースなど)＝資産の貸付

- ① 指定日前 (H25. 9. 30 迄) に締結した契約であること
- ② 増税日 (施行日 H26. 4. 1) 前から、増税日以後引き続き資産の貸付を行っていること
- ③ 貸付期間と貸付期間中の対価の額が契約で定められていること
- ④ 事情の変更その他の理由により対価の額の変更を求めることができる旨の定めがないこと

(2) ファイナンス・リース＝資産の譲渡

- ① 指定日前 (H25. 9. 30 迄) に締結した契約であること
- ② 増税日 (施行日 H26. 4. 1) 前から、増税日以後引き続き資産の貸付を行っていること
- ③ 貸付期間と貸付期間中の対価の額が契約で定められていること
- ④ 契約期間中に当事者の一方又は双方がいつでも解約の申入れができる旨の定めがないこと
- ⑤ 貸付の対価の額の合計額が貸付資産の取得費の 90%以上であること

2. 課税の時期

(31-1 長期割賦販売等)

今般の税率引上げは、2段階で行われるので、経理担当者、営業、企画担当者においても正しい理解が必要である。

(1) 原則 — 目的物の引渡の時

資産の譲渡等の時期 区 分	資産の譲渡等の時期
①棚卸資産の譲渡 (9-1-1)	その引渡のあった日
②固定資産の譲渡 (9-1-13)	〃
③請負 (9-1-5)	
物の引渡を要するもの	目的物の全部が完成して引渡した日
〃 要しないもの	役務の全部の提供の完了した日
④人的役務の提供 (9-1-5)	人的役務の 〃
⑤資産の貸付契約等 (9-1-20)	
支払日が定められているもの	支払を受けるべき日
〃 定められていない	支払を受けた日

(2) 経過措置—増税日 (H26. 4. 1) 前の資産の譲渡

(長期割賦販売等) — 経過措置 H26. 4. 1 前の譲渡

- ① 増税日 (H26. 4. 1) 前に長期割賦販売等を行い
- ② 増税日以後に支払期日が到来するものは旧税率 (5%) が適用される。